

霧島市条例第49号  
平成28年12月26日

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

霧島市長 前田 終止

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例（平成22年霧島市条例第44号）の一部を次のように改正する。

別表1の表中「170円」を「200円」に、「160円」を「190円」に改め、同表2の表中

「

3,090円	5,150円	5,150円	8,240円	10,300円	13,390円
6,180円	10,300円	10,300円	16,480円	20,600円	26,780円
7,740円	12,900円	12,900円	20,640円	25,800円	33,540円

」を

「

3,690円	6,150円	6,150円	9,840円	12,300円	15,990円
7,380円	12,300円	12,300円	19,680円	24,600円	31,980円
9,240円	15,400円	15,400円	24,640円	30,800円	40,040円

」に

改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の霧島市隼人農村環境改善センターの設置及び管理に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料について適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。